

宇和島市住宅リフォーム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この補助金は、住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、住宅投資の波及効果による市内経済の活性化、併せて既存住宅の居住環境の質の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 持ち家住宅 自己所有の住宅であって、自己居住に供するもの。
- (2) 増改築 既存の住宅に増築すること又は既存の住宅の一部を解体し造り替えること。
- (3) リフォーム 住宅の機能や性能を維持又は向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕、補修、模様替え及び更新(取り替え)等を行うこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、納期の到来した市税を完納している市内に在住する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 持ち家住宅の増改築やリフォーム(以下「リフォーム等工事」という。)を行う者
- (2) 親(対象者の配偶者の親を含む。)又は子が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム等工事を行う者
- (3) 親(対象者の配偶者の親を含む。)又は子の持ち家住宅のリフォーム等工事を行う者
- (4) 対象者が所有する住宅で、親(対象者の配偶者の親を含む。)又は子が居住する住宅のリフォーム等工事を行う者

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、リフォーム工事等の着工時において、建築後10年以上を経過している住宅で、次に掲げる住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅(併用住宅の場合は、延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、居住以外の部分が50㎡を超えないものに限る。)
- (2) マンション等の共同住宅(2以上の区分所有者が存する建物をいう。)については、持ち家住宅であって、人の居住の用に供する専有部分とする。

(補助対象工事等)

第5条 補助金の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、前条各号のいずれかに該当する住宅に係る次の各号に掲げるすべてを満たす工事とする。

- (1) リフォーム等工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む。)が50万円以上であること。
- (2) 市内に本店や支店など事業所を有する建築業者等が施工するものであること。

2 次に掲げる工事に要する費用については、補助金の交付対象としない。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
 - (2) 門・塀等、いわゆる外構工事
 - (3) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない工事
 - (4) その他、補助金の交付が適当でない認められる工事
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、リフォーム等工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む。)の1/10に相当する額(その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。)を限度とする。ただし、当該補助金の額が20万円を超えるときは、20万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事着手前に宇和島市住宅リフォーム補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は請書の写し
- (2) 工事内訳見積書の写し
- (3) 住宅の全景写真及び補助対象工事を施工する箇所の写真又は図面
- (4) 申請者の納税証明書
- (5) 住宅の所有者及び住宅が建築後10年以上を経過していることを特定できる書類
- (6) 第3条第2号から第4号いずれかに該当する者による申請の場合は、その関係を示す書類
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、当該住宅につき1回限りとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、補助

金の交付を認めたときは、その旨を宇和島市住宅リフォーム補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請を取り下げることができる。

（事業完了実績報告）

第10条 申請者は、補助対象工事が完了したとき（増改築の場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、法第7条第4項及び法第7条の2第4項の規定に基づく検査を受けた日、それ以外のリフォーム等工事にあつては、工事請負業者から対象工事の引渡を受けた日）は、速やかに、宇和島市住宅リフォーム工事完了実績報告書（様式第3号。以下「完了実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象工事を施工する箇所の工程写真及び完成写真

（2） 増改築の場合は、法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたときは、法第7条第5項及び法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し

（3） 工事内容の変更によって第8条の規定により決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し及び変更後の工事内訳見積書の写し。ただし、補助金の増額の変更は認めない。

（4） 宇和島市住宅リフォーム補助金請求書（様式第4号）

（5） 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、申請者から前条に規定する完了実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇和島市住宅リフォーム補助金交付額確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。ただし、前条第3号に掲げる書類を受理した場合において、その内容を審査し適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を変更及び確定し、宇和島市住宅リフォーム補助金交付額変更確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第12条 補助金の支払いは、前条の規定による額の確定後、支払うものとする。

(是正のための措置)

第 1 3 条 市長は、工事完了実績報告書の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助対象工事が第 5 条に規定する要件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを申請者に対して求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 1 4 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき
 - (2) 前条の規定に基づく措置をとらなかったとき
 - (3) 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき
 - (4) その他市長が不相当と認めたとき
- (その他)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。